

日本国憲法第9条 戦後憲法改正 自衛権

田島愛斗

序

第1節 第9条の必要性。

第2節 現代日本における自衛隊の位置

- (一) 自衛隊という名称の沿革
- (二) 自衛隊による他国からの攻撃に対する自衛
- (三) 自衛隊イラク派遣

第3節 「個別的自衛権」「集団的自衛権」とはなにか

第4節 個別的自衛権行使については新3要件が必要とされている

第5節 自衛権による武力行使の仕組み

結 論

序

現在の日本は隣国と領海内での問題が絶えない。また中国とベトナムでは戦争になってもおかしくない状態である。

日本は安倍内閣総理大臣に変わり第2次安倍改革が始まっている。そして安倍総理は集団的自衛権について触れ始めた。ここで問題になるのが日本が隣国からの攻撃を受けた場合どのように対処していくかである、集団的自衛権を考える以前に憲法第9条があることによって日本は軍隊をもてないことになっている。したがって攻撃をした相手に対して反撃をすることができない。そこで今後このような問題が起きたときにどのように対処していくのかを検討してゆく。

第1節 第9条の必要性

第9条は平和主義を定めている。定めた制定理由には日本が敗戦後

にGHQから憲法改正を要求されたことにある。その要求とは日本が今後武力による行使、戦争を行わないということである。そして定められたのが第9条である。だが第9条を作るうえでたくさん問題が生じた。

初めに日本が提示した第9条の草案は以下の通りである。

「①国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。

この草案を聞いた新聞記者が新聞にしたようである。この新聞を見たマッカーサーがこの憲法では現状維持にすぎないと判断してマッカーサー草案マッカーサーノートを提示した。マッカーサーノートは以下の通りである。

「国家の主権としての戦争は廃止される。

日本は、紛争解決の手段としての戦争のみならず、自国の安全を維持する手段としての戦争も放棄する。

日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に信頼する。

日本が陸海空軍を保有することは、将来ともに許可されることがなく、日本軍に交戦権が与えられることもない」。

このマッカーサー草案をふまえ最初の日本草案に以下の文言が付け加えられた。

第1項に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」。

第2項に「前項の目的を達するため」を追加した。

このような追加を経てできた条文が現行第9条である。

「第9条【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するために、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。

では上記文言を追加することでどのように変わるのか。

追加前では国際紛争に対しては放棄すると述べているが、自国の防衛のための武力行使は放棄しないと解釈できる。前項の目的とは国際平和と国際紛争を目的として戦力は保持しない、すなわち軍隊も保持しないとなっている。だがこれでも言葉のあやがあり、自衛のための軍隊をもつことは否定されていないと解釈できる。このことを見抜いた中国の代表が討論をした。だが議論の中で日本は文民条項を入れるほうが先だということで第9条ができた。

補足として文民条項とは何か。

第66条第2項には「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない」とある。

文民とは軍人ではない人を意味する、日本の戦争は軍部の暴走によってはじまったといわれる話がある。そのため今後日本は戦争を放棄すると宣言するが、将来的に日本が軍隊をもったときに陸軍大臣などがおかれ、その陸軍大臣が軍人だった場合また同じ失敗を繰り返すことがないように置かれた条項である。

第2節 現代日本における自衛隊の位置

(一)自衛隊という名称の沿革

日本は軍隊をもたないと第9条で定めたが、今の日本には自衛隊が

ある。自衛隊は軍隊だと思われるが、日本は始めから自衛隊と呼んでいたわけではない。「警察予備隊」→「保安隊」→「自衛隊」と改名して自衛隊となった。このような名称は日本が時代の流れによるものだと考えられる。

(二)自衛隊による他国からの攻撃に対する自衛

ここで問題になるのが第9条との関係である。また国際連合憲章第2条第4項ですべての加盟国に対して武力行使を原則禁止としている。ただし侵略行為がある場合は安全保障理事会の決定で武力行使ができるとされている。だが、これでは安全保障理事会が決定するまでは自衛することができないことになる。このことに関して国際連合憲章51条は次の通りに定めている。国際連合加盟国に対して国際連合憲章51条は個別的自衛権及び集団的自衛権をみとめている。

「国際連合憲章第51条【自衛権】この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」。

この条文があることによって日本は必要最小限にとどまる防衛を行うことができるとされていたが、2014年の臨時閣議によって日本は集団的自衛権を認めた。日本又は同盟国が他国から攻撃を受けた場合、原則として国会を開き議会で防衛のための攻撃が認められた場合に個別的、集団的自衛権を認めた。

(三)自衛隊イラク派遣

自衛隊が海外に派遣された代表的なものだ。問題点は人道支援目的でイラクに派遣された自衛隊だが軍隊としてイラクに行き日本の自衛隊の基地にも攻撃を受けた。死者、負傷者は出ないものの緊迫した空気で支援は行われていた。このような支援活動は集団的自衛権に反しないのか考えなければならない。なぜならば、人道支援とは人命救助、道路の復旧などの目的で派遣された日本の自衛隊がなぜ武器を持ち活動しなければならないのか。

また日本で自衛隊が武器を持って活動するのはとても珍しいことである。このことから紛争地帯に派遣されるということは他国の何らかの目的を果たすための援助として考えられることから集団的自衛権に含まれると考える。

2014年に日本政府は集団的自衛権を認めた。このことから今後、日本の自衛隊の活動は増えるはずだ。同盟国が侵略行為をされるならば日本もそこに援護、支援をしなければならない。これは日本が攻撃を受けた場合に自国を守ることしかできないからだ。そのためには同盟国に対して恩を施さなければならない、これは将来何が起るか分からない日本にとって必要なことだからだ。

第3節 「個別的自衛権」「集団的自衛権」とはなにか

まず個別的自衛権とは日本を例に考えると、日本が他国から攻撃を受けた場合に防衛する権利すなわち自国を自らの力で防衛する権利である。

集団的自衛権とは、同盟国、日本を例にあげるとアメリカが攻撃を受けた場合、日本が攻撃を受けていなくとも日本が援護できる権利であり、同盟国が攻撃を受けたならば他の同盟国も援護できる権利である。

だが、安倍内閣総理大臣は臨時閣議において他国の攻撃に対して自衛隊が援護攻撃を認める集団的自衛権の行使を認めるための憲法

解釈を変える閣議決定をした。このことにより日本は敗戦後から平和主義を主張し防衛を徹底していたが、今回の閣議決定により他国の戦争に参加し攻撃を行うことができる国となった。

安倍内閣総理大臣は今までの憲法解釈と変わらないと述べ、集団的自衛権を行うために必要とされる新3要件を作成した。

第4節 個別的、集団的自衛権については 3要件が必要とされている

旧3要件

1. 我が国に対する急迫不正の侵害があること。
2. これを排除するために他の適当な手段がないこと。
3. 必要最小限の実力行使にとどまるべきこと。

新3要件

1. 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合。
2. これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない。
3. 必要最小限度の実力を行使すること。

この他にも必要最小限の実力行使を超える兵器は所持できない。必要最小限を超える兵器とは大陸間弾道ミサイル、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母等である。

第5節 自衛権による武力行使の仕組

侵略行為が行われ、それを阻止しなければいけない場合、まずその国に対して経済制裁を行う。経済制裁とは侵略国に対して貿易、金融などを制限または禁止し、侵略国の経済状態をコントロールすることである。それでも侵略行為をやめない場合は、安全保障理事会によって決議が行われ、決議の決定によって武力行使による措置がとられる。

結 論

現在の日本は領海内での問題がたえない状況である。自衛権が曖昧である現状の日本では攻撃された際にどのように対処していくのが不安である。攻撃を受けた場合日本国民の安全は保障されるのかもわからない。

日本政府が自衛権を認めた今日、必要最小限の防衛を原則として国会を開き決議の結果で防衛が行えるようになった。そこで原則と曖昧な言葉を安倍内閣総理大臣は残した。日本に急迫な侵略が行われた場合、国会を開かずに防衛をしなければ日本は攻撃を受けたままになってしまう。そうであるならば、緊急の場合は国会を開かずに防衛を行うという新たな条文を作るべきだ。

日本が他国からの攻撃を受けた場合、必ず憲法第9条が関わってくる。そのため攻撃を受けた場合においても日本は必要最小限の行使にとどまるわけだから、集団的自衛権による同盟国からの援護が必要となる。結論としては、憲法第9条は防衛のための実力行使を行えるように改正すべきと考える。自衛隊は防衛のための軍隊とし憲法上に明記する必要がある。マッカーサーは憲法第9条が作られた際に「日本はいずれ軍隊を保持することになるだろう」と言い残しており、マッカーサーが保持しなければいけない時期は今なのではないかと考える。

-主要参考文献-

以下の部分については特に以下の資料に依拠した。

新3要件について、

久保信博、竹中清、田中志保「自民が自衛権発動の新3要件、公明党も検討へ」（JST、2014年6月13日）

<<http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPKBN0E005P20140613>>。

イラク派遣について、

NHK「イラク派遣 10年の真実」（2014年4月16日、NHK）

<http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3485_all.html>。

マッカーサーノートについて

芋太郎「マッカーサー・ノート （マッカーサー三原則）」『芋太郎の広場』<<http://www.chukai.ne.jp/~masago/macnote.html>>。

その他NHKの極東会議を視聴して参考としている。